

都市計画道路事業の施行についてのお知らせ

都市計画道路事業を、下記の通り施行しますので、この地域内の土地建物等の有償譲渡について、次のような制限がありますのでお知らせします。

1. 都市計画道路事業

施行者	種類及び名称	事業施行地域
宇都宮市	宇都宮都市計画道路事業 3・4・102号宇都宮日光線（一条） 3・3・1号鹿沼宇都宮線	栃木県宇都宮市大寛2丁目並びに西2丁目、西3丁目、 西原1丁目、西原2丁目、西原3丁目、一条3丁目、 一条4丁目、新町1丁目及び花房2丁目 地内

2. 土地建物等の有償譲渡について

（1）平成20年12月23日から事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は
次の事項を施行者に届けなければなりません。

- （イ）当該土地建物等
- （ロ）その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、時価を基準として金銭に見積もった額）
- （ハ）当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方
- （ニ）その他事項
（提出書の提出先は、宇都宮市建設部道路建設課）

- （2）（1）の提出物を提出した後30日以内に、施行者から届け出に係る土地建物等を買取る旨の通知があったときは、その土地建物等について、届出書に記載された予定対価の額で施行者と売買が成立したものとみなされます。
- （3）この届け出をした者は、届け出があった後30日以内は当該土地建物等を譲り渡すことができません。
- （4）この制限に違反した場合は、都市計画法第95条の規定により罰せられます。

この事業用地についてのお問い合わせは下記へ願います。

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市建設部 道路建設課 TEL 028-632-2503

平成20年12月12日 宇都宮市告示第554-3号 宇都宮市長

